

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
01 北海道	203 小樽市	01203	5430005007752	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人 小樽育成院				
(8)主たる事務所の住所	北海道 小樽市 オタモイ1丁目20番18号				
(9)主たる事務所の電話番号	0134-28-2500	(10)主たる事務所のFAX番号	0134-26-2476	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://www.otaru-ikuseiin.com/				
(14)法人のメールアドレス	honbu@otaru-ikuseiin.or.jp				
(15)法人の設立認可年月日	昭和27年5月8日	(16)法人の設立登記年月日	昭和27年5月23日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	9	(2)評議員の現員	9	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	99,024
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
浅田 勲	小樽身体障害者福祉協会 会長	R4.6.1 ~ R7.6	2 無	1 有	2
森田信子	小樽市社会福祉協議会副会長	H29.4.1 ~ R7.6	2 無	1 有	2
成松弘行	幸町会会長	H29.4.1 ~ R7.6	2 無	2 無	2
城治子	小樽市行政相談役・保護司	H29.4.1 ~ R7.6	2 無	2 無	2
山口恵子	小樽市民生児童委員	H29.4.1 ~ R7.6	2 無	2 無	2
山田光代	オタモイ町会副会長	H29.4.1 ~ R7.6	2 無	2 無	2
佐々木茂	小樽市老人クラブ連合会会長	H30.6.26 ~ R7.6	2 無	1 有	0
關光治	小樽典礼株式会社代表取締役	R3.6.29 ~ R7.6	2 無	2 無	2
川原静雄	社会福祉法人塩谷福祉会理事長	R3.6.29 ~ R7.6	2 無	1 有	2

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	280,457	2 特例無
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態
福森和千代	1 理事長 H29.6.21 ~ R7.6	平成29年6月21日	2 非常勤	令和2年6月29日	社会福祉法人小樽育成院理事長	2 無
山本賢二	2 業務執行理事 H29.6.21 ~ R5.6		1 常勤	令和3年6月29日	社会福祉法人小樽育成院法人本部事務局長	2 無
石上源應	3 その他理事 H29.6.21 ~ R5.6		2 非常勤	令和3年6月29日	天上寺住職	2 無
阪口光男	3 その他理事 H29.6.21 ~ R5.6		2 非常勤	令和3年6月29日	社会福祉法人後志報恩会理事	2 無
信濃 聡	2 業務執行理事 R5.4.1 ~ R5.6		1 常勤	令和5年3月28日	特別養護老人ホームやすらぎ荘施設長	2 無
相庭孝昭	2 業務執行理事 R2.4.1 ~ R5.6		1 常勤	令和3年6月29日	養護老人ホーム小樽育成院施設長	1 有
			3 施設の管理者			2 無

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	142,353	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
杉下清次	公認会計士 H29.6.21 ~ R5.6	2 無	令和3年6月29日	H29.6.21 ~ R5.6	4 財務管理に識見を有する者(公認会計士)	1
山岸康治	小樽市立潮見台小学校評議員 H29.6.21 ~ R5.6	2 無	令和3年6月29日	H29.6.21 ~ R5.6	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	6

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	①常勤専従者の実数	②常勤兼務者の実数	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.2	常勤換算数
(2)施設・事業所職員の人数	①常勤専従者の実数	②常勤兼務者の実数	③非常勤者の実数	40
	166	常勤換算数	3.8	常勤換算数
				32.5

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
令和5年6月20日	評議員 8 理事 6 監事 2 会計監査人 0	・R4年度事業報告 ・R4年度決算報告 ・社会福祉充実残額

		イ大規模修繕								
160	地域密着型 拠点区分	06260205	(公益) 地域密着型サービス事業（認知症共同生活介護）			グループホームニューみのり				
		北海道	小樽市	緑1丁目19番1号		3 自己所有	3 自己所有	令和3年4月1日	18	508
		ア建設費							0	
		イ大規模修繕								
		06260205	(公益) 地域密着型サービス事業（認知症共同生活介護）			グループホーム船見坂みのり				
160	地域密着型 拠点区分	北海道	小樽市	富岡2丁目15番13号		3 自己所有	3 自己所有	令和3年4月1日	18	554
		ア建設費							0	
		イ大規模修繕								
		06260209	(公益) 地域密着型サービス事業（地密型通所介護）			デイサービスみのり				
160	地域密着型 拠点区分	北海道	小樽市	緑1丁目19番1号		3 自己所有	3 自己所有	令和3年4月1日	15	253
		ア建設費							0	
		イ大規模修繕								

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称		④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月) 利用者延べ総 数(人/年)
		③事業所の所在地			⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)					
130	小樽市北西 部地域包括 支援セン ター	03260401	介護予防支援事業		小樽市北西部地域包括支援センター						
		北海道	小樽市	オタモイ1丁目20番18号		3 自己所有	3 自己所有	平成19年1月1日	0	3,985	
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									
140	オタモイケア プランセン ター長橋拠 点区分	03260301	居宅介護支援事業		オタモイケアプランセンター長橋						
		北海道	小樽市	長橋2丁目19番17号		3 自己所有	3 自己所有	平成31年4月1日	0	1,689	
		ア建設費	平成31年3月31日	10,371,082			10,371,082		45,550		
		イ大規模修繕									
150	みのりハウス	04330101	独自定義の公益事業		みのりハウス						
		北海道	小樽市	緑1丁目16番14号		3 自己所有	3 自己所有	令和3年4月1日	0	336	
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称		④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月) 利用者延べ総 数(人/年)
		③事業所の所在地			⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)					
		イ大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)		(イ) 修繕費合計額(円)		

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
地域における公益的な取組⑨（その他）	後進の育成事業	養護、特養、地域包括支援センター、グループホーム
	看護学生、社会福祉士の実習受け入れ	
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	市内社会福祉法人との協働による活動	管内
	老施協を介した研修等の企画実施	
地域における公益的な取組⑥（地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動）	社会福祉法人連携事業	小樽市内
	市内社会福祉法人との協働による様々な活動の協賛	
地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）	社会福祉法人減免の実施	特別養護老人ホーム・短期入所
	低所得者へのサービス利用料金の減免	
地域における公益的な取組④（地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供）	社会福祉法人連携事業	小樽市内
	生活困窮者への生活支援物資の提供	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)

(2) 社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	④事業内容(記述)	⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計(円)	⑥⑤のうち今会計年度以降の合計(円)
	③事業内容		⑤の合計(円)	⑥の合計(円)
			0	0

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）(円)

②地域公益事業(円)

③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無	
②事業報告	1 有
③財産目録	1 有
④事業計画書	1 有
⑤第三者評価結果	2 無
⑥苦情処理結果	1 有
⑦監事監査結果	1 有
⑧附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	930,718,898
②施設・設備に係る公費（円）	200,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	0

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	全ての職員に「高齢者の尊厳の保持・権利擁護」を周知・理解させること。 入居者の意思及び人格を尊重しない不適切な処遇が、認められたので改善すること。 施設長がその責務を十分に果たしていないことが認められたので、業務の改善をすること。 入所者預り金の規定に基づいた適正な取り扱いとなるように改善すること。
②実施した改善内容	内部研修及び出張研修の充実。負担軽減に向けた勤務体制等の改善、職場内コミュニケーションの円滑化等。

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入	1 有
②中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥法人独自で退職手当制度を整備	1 有
⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

1 6. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称